

重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

・事業所名	つくばフィジカルフィットネススタジオ
・開設年月日	平成22年5月1日
・所在地	茨城県つくば市大曾根3721-9
・電話番号	029-864-8155
・FAX	029-877-7552
・管理者	曾我 元幸
・介護保険指定番号	つくば市指定第0872001987号
・定員	午前20名 午後20名

(2) 事業所の職員定数

①管理者	1名
②生活相談員	2名（兼務1名）
③看護職員	1名
④介護職員	4名（兼務2名含む）
⑤機能訓練指導員	3名（管理者含む）

(3) 事業所の目的

当事業所は、要支援状態・要介護状態・総合事業サービス対象にあるご利用者に対し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要介護・要支援者および総合事業対象者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。

(4) 基本方針

- ①当事業所は利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するように、その目標を設定し計画的に実施します。
- ②リハビリテーションの提供にあたっては、常にご利用者の病状、心身の状況及び環境的確な把握に努め、ご利用者に対して適切なサービスを提供します。
- ③職員は、リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨としご利用者とそのご家族に対して、リハビリテーションの観点から療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明を行います。

(5) 事業実施地域及び営業時間

①通常の事業の実施地域 つくば市 土浦市の一部・下妻市の一部

②営業時間及び休業日

休業日	土・日 年始
営業時間	月～金 8：30～17：30 ※祝日も営業
サービス提供時間	午前の部 9：00～12：00 午後の部 13：30～16：30

2. サービスの内容

(1) サービス計画の策定

つくばフィジカルフィットネススタジオでは、ご利用者の担当ケアマネージャーが作成するケアプランやサービス計画書に沿って個別計画を作成し、計画に基づいたサービスを実施します。また、定期的に評価した上で計画の見直しをします。作成された計画はご利用者又はご家族に交付し同意を得て実施します。

(2) 看護

看護職員が常勤しておりますので、血圧・体温・脈拍など健康状態のチェックを行います。

(3) 機能訓練（リハビリテーション）

理学療法士及び機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施します。また、週2回以上ご利用の方で、担当の理学療法士がお休みの場合（体調不良や研修等）や、要支援（総合事業）の方は、個別の機能訓練が、週1回になります。

(4) 相談援助サービス

介護保険制度や日常生活上の事など、ご利用者やご家族の相談をお受けします。

3. 利用料金

(1) 基本料金

【総合事業対象の方 ※1カ月の利用料：単位】

通所型サービス 独自(A6)	通所型サービス費	通所型サービス運動器機能向上 加算	通所型サービス提供体制強化加 算Ⅲ-1・Ⅲ-2	生活機能向上連携加算Ⅱ	合計(単位)
要支援1/ 事業対象者 1	1,672	225	24	200	2,121
要支援2	3,428	225	48	200	3,901

※ 総合事業対象の方は、単位数が保険者となる市町村により異なる場合があります。

【要介護の方 ※1回当りの利用料：単位】

	通所介護費	個別機能訓練加算Ⅰ (口)	個別機能訓練加算Ⅱ 月単位	サービス提供体 制強化加算Ⅲ	合計(単位)
要介護1	368	85	20/月	6	479
要介護2	421	85	20/月	6	532
要介護3	477	85	20/月	6	588
要介護4	530	85	20/月	6	641
要介護5	585	85	20/月	6	696

◎送迎減算（要介護のみ）／片道－47単位

◎居宅訪問／個別機能訓練加算Ⅰ、Ⅱにあたり3カ月に1度、居宅を訪問し生活動作を想定した上で、通所介護計画を立てさせていただきます。

◎介護職員処遇改善加算Ⅰ／サービス合計単位数に5.9%をかけた単位相当額が合計額に上乗せされます。

◎特定処遇改善加算Ⅱ／サービス合計単位数に1%をかけた単位相当額が合計額に上乗せされます。

◎介護職員等ベースアップ等支援加算／サービス合計単位数に1.1%をかけた単位数相当が上乗せされます。

◎科学的介護推進体制加算 40単位/月（厚生労働省へのデータ提出）

◎生活機能向上連携加算Ⅱ 2 100単位/月

◎地域区分別単価／1カ月の合計利用単位数に10.45円（事業所：つくば市＝5級地）を乗じた額の1割が自己負担分の料金となります。

（一定以上の所得がある場合2割または3割負担となります）

(2) その他の料金

①日常生活上必要となる諸費用

尿取りパッド	80円/枚
紙おむつ	180円/枚
リハビリパンツ	250円/枚

②送迎料金と範囲

送迎は無料でおこなっています。送迎範囲は施設から片道 20 分前後のつくば市、土浦市、下妻市となっております。

③キャンセル料

当日の送迎車の運行を著しく妨げる時間帯でのお休みの連絡または、現地でのお休み連絡につきましては、キャンセル料として 491 円/回 を徴収させていただきます。

(3) 料金の徴収方法

ご利用者が指定する口座から自動引き落としとなります。

4. 他機関・施設との連携

隣接・協力医療機関への受診

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。ご利用者の状態が急変した場合には、速やかな対応をお願いしております。

・協力医療機関

医療法人健佑会 いちはら病院

茨城県つくば市大曾根 3 6 8 1

・協力歯科医療機関

医療法人双峰会 大久保歯科医院

茨城県つくば市大曾根 3 7 2 2

5. 利用にあたっての留意事項

・介護保険証等の提示

通所介護・介護予防通所介護サービス利用開始時に介護保険証をご提示下さい。介護保険証の認定有効期間が切れ、新たな有効期間の介護保険証が届いた場合も、同様にご提示下さい。

・飲酒、喫煙

当施設内は禁酒、禁煙となっております。ご了承下さい。

・火気の取り扱い

火災等の防止のため施設内は火気厳禁です。

・金銭・貴重品の持込み

貴重品や多額の金銭は、紛失等のトラブルの原因となりますので、持ち込まないようお願い致します。当施設内での金銭のトラブルについては当施設では責任を負いかねます。

・食品の持ち込み、職員へのお心付けについて

食品の持ち込み・交換等は衛生面上での問題となりますのでご遠慮させていただきます。
ご利用者本人・ご家族からの職員へのお心付け等につきましてもご遠慮ください。

・宗教活動・営利活動

他のご利用者のご迷惑になりますので、布教活動や物品の販売などの営利活動はおやめ下さい。

・ペットの持ち込み

ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

6. 個人情報の取扱いについて

- ・個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

「介護・リハビリに必要な利用目的」

①介護保険事務

②安全確保・介護事故あるいは未然防止などの分析

③利用者の介護サービスの向上のための各専門職の意見・助言を求める場合

④利用者の処遇に関する検討会

「他の事業所への情報提供」

①他の医療機関・施設・事業所への情報提供

②他の医療機関・施設・事業所からの照会への回答

③介護報酬支払機関又は保険者への介護報酬請求

④介護報酬支払機関又は保険者からの照会への回答

「その他」

①医師・看護師・介護福祉士・ヘルパー養成、学生の実習への協力

②業務改善のアンケート調査

③学会・研修会への発表は氏名・年齢・住所等を消去することにより匿名化する。

④外部監査機関への情報提供

また、当事業所は個人情報を漏らすことのないよう指導教育をしております。

・介護サービスに係る内容等の記録

ご利用者自身のケアプランに関する内容は、ご本人又は連帯保証人の方に交付します。
原則としてご本人・連帯保証人以外の方には交付致しません。

7. サービス利用中にご利用者の具合が悪くなった場合の対応について

- ・体調不良等によりサービスの継続が困難な場合、ご家族にご連絡をいたします。

この場合ご家族に来て頂き、帰宅もしくは病院受診をお願いすることとなります。緊急時（意識障害や外傷等）は事業所の看護師の判断でいちほら病院の外来で診察を受けて頂くことがあります。ご家族への連絡が外来受診後、又は病院入院後になる場合もありますのでご了承下さい。

体調不良の場合、その日のサービスの継続は致しません。ご家族又は連帯保証人にお

迎えをお願いすることとなりますのでご了承下さい。

- ・病院受診等により途中でサービスを中止した場合は、利用した時間分の利用料を頂く事になります。

8. 緊急時の対応

- ・ご利用者の心身の状態が急変した場合には、協力医療機関への受診手続き等の対応と同時に、契約書にご記入いただいた連帯保証人に速やかに連絡致します。

9. 事故発生時の対応

- ・サービス提供等により事故が発生した場合には、ご利用者に対して必要な措置を講じます。
- ・連帯保証人に連絡・説明を致します。
- ・事故の内容等によっては行政機関に報告を致します。

10. 利用の変更・追加

- ・ご利用日の前に通所介護・介護予防通所介護の利用の変更、もしくは新たなサービスを追加する場合は、サービス実施日前日 15 時までに事業所に申し出て下さい。
- ・他の曜日に振替もできますので、ご相談下さい。

11. ご利用の中止

当事業所との契約を中止したい場合は、担当ケアマネージャーと当事業所の管理者までご連絡下さい。

12. 身体の拘束等

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

13. 災害時の対応

①施設ご利用中に災害が発生した場合

利用者の皆様の対応

- ・管理者の避難指示で、スタッフが誘導致しますので、西側出入り口及び非常口から駐車場へ避難して下さい。あわてずに移動して下さい。
- ・避難場所で待機していただくか、帰宅していただくかの判断を管理者が致します。帰宅の判断があれば、自己来所されている方・家族送迎の可能な方は帰宅していただきます。
- ・待機していただいた場合は、状況の安全確認ができ次第、ご自宅へお送りいたします。

施設での対応

- ・状況把握、建物内外の安全確認を行い、待機場所を確保し、必要に応じて、非常用の食料や物品を配布致します。
- ・ご家族への連絡、状況報告を致します。

②施設ご利用時間外に災害が発生した場合

災害の状況によって施設の営業をお休みとさせていただく場合は、ご自宅にご連絡致します。

14. 賠償責任について

事業者は本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じることとします。但し、不可抗力（ご利用者の健康状態などを含む）による場合、およびご利用者側に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

15. 苦情処理について

(1) 要望や苦情などは生活相談員又は事務室前カウンターに設置しております苦情受付ボックスをご利用下さい。

受付窓口担当者 生活相談員 八重樫 康浩
受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00

(2) 行政機関

つくば市高齢福祉課	所在地 つくば市研究学園1丁目1番地1 電話番号 029-883-1111 受付時間 9:00～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原978番26(茨城県市町村会館) 電話番号 029-301-1565 受付時間 9:00～17:00
茨城県社会福祉協議会	所在地 水戸市千波町1918番地 電話番号 029-241-1133 受付時間 9:00～17:00

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況 実施の有無 無し